

て、実際に合わなくなる心配があらうかと存する次第であります。それでこの法律によりまして、こういった激甚災害の指定は、今度できます中央防災会議の意見を聞きまして、政令で指定するということになっておるわけでございます。中央防災会議は御承知の通り各府県大臣と日本銀行総裁、それから赤十字の社長から構成されておるわけでありまして、この中央防災会議の意見をお伺いをしてきめる、しかもそれが激甚災害であるかどうかという判定の基礎をなすものは、法律に書いてございまして国民経済に非常に大きな影響がある、かつそれは地方財政にとっても非常に大きな負担である。それから被災者も非常に多くの援助をほかに期待しなければ復興もできない、このような災害である。いわばこの三つの柱は非常に融通無碍に相関連するものでございまして、この融通無碍に相関連するこういった激甚災害として指定する一つの条件、これを高度の政治的御判断を有し得る中央防災会議で御認定になって、そして政令で指定するということでございますので、従来発生いたしましたようなものも規定して参りましたようなものも災害につきましましては、当然本法によりましても激甚災害の指定を受けるということになると考えております。

一つ県知事になったつもりになってお聞きいただきたいのですが、その地域のことは一つの基準を設けておいてその基準に、最後に双方に多少の幅を持たせるというふうな、そういうことをやれば固定化を防げると思うのです。この法文では、これは大体あなたの方では頭の中にあるのかも少しぬけれど、中央防災会議に諮ってきめるのだからかまわぬじゃないか、大体従来のものはほとんど激甚地に入らぬじゃないか、こういうような御意見であらうと思うのでありますけれども、少なくとも法文をはっきり国民の前に示してこれを制定するという場合には、そういう不明確なもので法律を制定することと自体が私はあまりりっぱなものじゃないのじゃないかと思うのです。そこで具体的に御尋ねいたしますが、たとえば今回八月月上旬に参りましたところの北九州の集中豪雨による災害、この状況は、今のあなたのお考えでは、良識ある防災会議の立場から考えまして、これはほんとうにこの法でいうところの激甚地というものに指定されるという可能性があるのかどうか。あなたの方で今お考えになつておる考え方は入りますか、入りますか。

○江守政府委員 きんの合同委員会でも自治省の方から御答弁があったと存じますが、今回の七、八月の豪雨のようなものにつきましては、おそれるはこの法律によりましても激甚災害として指定され得る程度の災害を伴ったものであらうと考えています。ただ、きのうのいろいろのお話の中で、私伺っておりまして、この点はもう少しはつきりしていただかなければならないと思

いましたことは、そのように非常に激甚の災害であるという指定を受けましたも、本法の根本精神は、その激甚災害を受けた地域にあるところの府県あるいは市町村、そういうものがそれぞれ非常に財政的に困窮している経済的に困窮した程度のものでございまして、それを激甚災害と指定されたならば一律に国あるいは地方団体その他が財政上の援助をするということではなくて、激甚災害と指定されたものの中に入るものであつても、市町村の財政のいろいろの状況に応じて普通程度の財政援助にとどまるものと、それ以上の高率の財政援助を受けるものと、この二つに分かれるということでございます。ただ、従来の事例に似通つたような大きな災害が起りましたときには、本法によつても激甚災害と指定される、従いまして、おそれるは七、八月ごろの豪雨に伴うところの災害につきましても、こういった激甚災害の指定を受ける運びになるであらうということとを私どもとしては考えております。

○二宮委員 具体的な例として、北九州の問題が一応激甚災害としての指定を受けるだらうという御判断でございしますが、今御答弁なされた言葉の中に、激甚災害として指定をされるけれども、国の援助の場合においては、普通の金額の災害援助しかやらないというふうな市町村の財政状況もあるという。そういうことになりまして、その判定というのはいささかどういふところから出てくるのですか。それなら、激甚災害になったとしても、何ら特別の財政援助をやるということにはならない、普通災害としての援助しかやらないということになる地域も出てくるという今の御答弁のようでございすけれども、これは私はちよつと理解に苦しむのですが、激甚災害と指定されても、国の財政援助の場合には普通の災害と大して変わらないところの援助をやるのだ、この判定はどういうところから出てくるのですか。

○江守政府委員 従来の特例の場合におきましては、一定の地域を指定いたしましたして特例を適用したわけでございます。従いまして、その一定の地域の中にある限りにおいては、一定の地域と申しまして、通常相当広い地域でございすために、非常に大きな災害を受けました市町村、あるいはほとんど災害を受けないようなところは、ほとんど申すところもありませんが、非常に軽微な程度の災害しか受けない市町村もある。これが激甚災害地域と指定をされますと同一扱いを受けるというのが従来の例でございす。またその逆に、それに隣接してございまして非常に大きな災害を受けた市町村が、たまたまその地域の指定の中に入らなかったためにそういった特例を受けないといった例があつたのでございす。今回の法案によりまして、そういった地域の指定はいたしませんで、伊勢湾台風、第二室戸台風なら第二室戸台風、これにあつたものが激甚災害であるというふうに指定をいたすわけでございますので、そういった伊勢湾台風でほんとうに大きな被害を受けたという場所はすべて国の特別の財政援助を受ける。ただし、伊勢湾台風の被害は受けたけれどもその被害が非常に軽微であつたというふうな市町村もあり得るわけでありまして、そういう市町村についてはこの特別の高額の国その他の財政援助は行なわれない、こういう意味でございす。

○二宮委員 第二条を読みますと、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。」ということになつておるわけですが、たとえば第七号の台風は激甚災害である、しかしながらそれを受けた特定の地域の地方自治団体というものは、国の財政援助の面から除外される、そういうことの指定は受けておるけれども地域としては除外されるものが出てくる、こういう意味ですか。

○宮崎説明員 だいたい技術的なことになりまして、補足的に御説明申し上げます。

今、審議室長の方から御説明申し上げた通りでございす。要するに法律の建前としては、第二条において激甚災害の指定が行なわれる、これは今いろいろ議論になつておる通りでございす。そこで激甚災害の指定というものがどういふふうに行なわれるかというところであります。これはこの二項にありますように、「次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなればならない。」ということになつております。従いまして、第二章以下つとございす各条項のうち、どの条項から動かすかということをお政令で指定するわけでありまして、従つて、今問題になつておるところであります市町村

合にこの条例を発動する。公団土木の災害がひどいとしても、何もそれを受けた全市町村、全府県をやるのにはならないわけでございまして、いろいろな従来の特例法でも全く同様であります。さらにそこに激甚地指定ということが従来は政令で行なわれていたわけです。従来行なわれていたその激甚地指定と同様のものが、ここにある政令で定める基準になるわけでありす。今回はこれについて総合負担方式という方式をとっておりますので、

は、先ほども申し上げましたように、何号台風というような指定をいたします。これは御承知の通りで、たとえばチリ地震津波のようなものであれば、津波対策が非常に問題である、あるいは台風であれば住宅災害が問題であるというように、災害のそれぞれの特殊性がございます。従いまして激甚災害といいましても、ここに書いてあります第二章以下の各条項全部発動しなければならぬというような問題ではないわけであります。普通の場合は、

すか。

○宮崎説明員 第二条は先ほど審議室長からお話がありました通りでございまして、やはり第二章以下にあります実際の措置に全然該当しないようなものが第二条で指定されるようなことは当然常識的に予想されないわけでございます。やはり相当の財政援助などないものが行なわれるというようなものが指定が行なわれる、こういうふうなにわれわれは考えております。

○二宮委員 第二条の激甚災害の指定

いう議論になって参ります。そうすると、この災害特例法というものをどれだかけつくるかということになりますと、たとえば公共土木災害がひどいからこれをつくろう、あるいは住宅がひどいからこれをつくろうということについて、その内容によつて特例の法律をつくるかつくらぬかということをやつておいたのであります。今回はこれを包摂的かつ恒久的制度としてつくろふということです。ですから、その内容としては、大體従来特例法として出な

ではないのですか、その点はどうですか。

○宮崎説明員　きのう実はこの点につ
きましては、自治省の財政局長さんか
らも御説明があったわけでありまし
が、今御承知のように、北九州の問題
については査定が行なわれている段階
でございますから、いずれにしても断
定的なことは言えないわけでありま
す。またこの第二条の規定を働かすか
どうかということも、この法律が通り
まして、中央防災会議で方針がきまら

わけでございますから、それからの問題というようになりますが、現在被害報告が行なわれておるものを一応基礎にして推定したところでは、市町村については相当程度この第三条の方でいういわゆる政令で定める基準に該当するものがあるようであるというお話でございます。それがどの程度であるかというところはまだはっきりいたしておらないようですが、相当数あるようだという事になっております。

○二宮委員 建設省の方にお尋ねをいたしますが、農林省が見えておらないです。建設省の方は河川局ですか、道路局ですか、これはもう少し具体的に見て参りました点で心配になる点をお尋ねをしたいのですが、適当な方がおいででないようでございますけれども、たとえば何百万立米というような大々的な地すべりが徐々に行進しておるといふような状況の中で、これを事前食い止める技術的な策がはたしてあるのだからかということを実は私見て参りまして心配をしておるのですが、これはだれか関係の方いらっしゃいますか。地下水を抜いてみたりいろいろ強固な措置を講じておるといふような傾向が強いのですが、非常に大きな土砂が地すべりを始めてその下におるところの人家はもうその中では生活することができないというような状況にあるものに対して、日本の今の技術では根本的に食い止め得ないのじゃないかという心配を私はしておるわけでありまして、関係者がおりましたら一つ御答弁願いたい。なければまたあとから来ていただきます。

○鮎川説明員 ただいま地すべりに対して科学的にそれをとめる方策があるかというお話でございます。私は科学的な点については十分お答えできませんが、現在制度的にどういふふうになっておるかという点については申し上げますと、御承知のように現在地すべり等防止法というのがございます。そして、そういう地すべりが発生いたしまして、人家あるいは田畑その他の地域につきまして地すべりのおそれがあるという地域につきましては、地すべりの防止のための区域を設定いたしまして、その区域について地すべり防止の基本的な計画をつくる。こういう計画をつくりまして、それぞれ所要の対策を講ずることができるような制度がつけられておるわけでございます。従いまして、この制度によつて今各地においてやっておりますものもありませんが、その制度に即して科学的には現在できる範囲の措置で、いろいろな点の地すべり対策地域における地すべりの状況を検討して対策を講じておるといふような状況でございます。

○二宮委員 制度的な問題は今の御答弁で了解いたしますが、現地を見て参りますと、そういう制度そのものはわかりませんが、技術的に大きな地すべりというものははたして食い止められるのかどうかということについては今の答弁では納得しかねるし、また専門外でもあるようでありますから、この問題は保留して、後ほどまたそういう関係の方が見えましたときにお伺いしたいと思ひます。

これは総理府の方にお尋ねいたしますが、今度の法案を見ても私も非常に心配になりますことは、前々から論議をされておりましたところの個人災害というものに対して、これをどのよ

うに救済するかということについては全然触れておらない。農地は農地として、それはどういふパーセンテージのものに対してはどのような補助をするんだというようなことはありますけれども、たとえば家屋が流失をしたとか、あるいはいろいろな個人的な財産、生命というふうなもの災害に対する国の補助というものは全然考えておらないように思ふのです。これらに対する審議の経過、それからこれらに対するもの考え方、これを一つぜひお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○江守政府委員 仰せの通り、この法案には個人災害に対する規定が盛り込んでおりません。この点私も同様にいたして、災害のうちでそういう面に対する措置は十分にしなければならぬという事で、こういった一本の法律をつくる以上は、そういった面も十分考慮したものをつくらなければならぬという事は考えたのでございます。

ただ御承知の通りでございますが、この激甚災害に関する財政の特別措置、あれをつくりましたのは、政府部内におきましては非常に急につくたという事でございまして、災害基本法との関連におきましては早く用意をいたさなければならぬ問題でございまして、ただ、何分各省の間にいろいろの問題を持ち、かつ従来非常にたくさんさんの経緯を持つ問題でございましたために、なかなか政府間の思想がまとまらなかったものでございます。それを災害基本法の審議との関連におきまして、第三十九国会に急遽上程をいたすという事で、いわば大急ぎでつくった形であつたのでございます。そのた

めに個人に対する災害につきましては、これを将来どのような法律的な体系で措置をするか、あるいはそれを離れた予算的な問題として取り上げるかという事は、自後の検討に譲つたわけでございます。従つて、それらの問題につきましては、政府といたしましても十分重要な問題であり、激甚災害という問題を取り上げる際に、決して落としてはならない問題であるということも十分承知いたしておりますけれども、今申しましたような事情で、今回の国会に御提案いたします法律の中には盛り込む時間的な余裕がなかったという事でございまして。

○二宮委員 国としても、これに対して援助しなければならぬという気持ちを持つてゐることはわかりました。これをまた次の機会に法文化して修正をして、この条文の中に挿入をしていく、こういう意図のあることも今の答弁でわかつたわけでありまして、私はやはり、局部的な問題になるかもしれないけれども、現実を見て参りました問題として、たとえば熊本県の長洲町というところで、これは特殊なケースでございますけれども、金魚の養殖をやっている地域がある。ところが残念なことに、この地域に行政的な指導が足りないために、漁業協同組合というものを組織しておらない。従つて農水産のための施設、飼育のための設備というふうなものに該当しない。個人個人が全部別個に一人々々で個人でやっている。ところがそれに対して異常な洪水が出ましたためにほとんど全部が流されてしまつてゐる。こうなりますと、これは天災賠償かなにかで多少お金を借りるかどうするか以外には

ない。これはほとんど全町あげて被害を受けているのであるけれども、実は分析をして参りますと、それはこの法案に出ておりますような農水産飼育施設というふうなものには該当しない。個人の問題である、一人々々の災害の集積であるというふうなことになるわけでございます。これはやはり地方の自治体の行政指導のまずさというところもあらうかと思ひますけれども、この災害の及ぼすところ、地域としては非常に大きな問題があらうかと思ひます。従つて、今のような個人災害というもののに対して、これは特別な例であらうかと思ひますけれども、今後とも一つ十分検討してもらはないと、個人であるというところのためにこの問題から削除して、これに国が助成しないという方向に参りますと、地域としては大へん大きな打撃を受ける。このような問題があるいはこれは別個のケースで起こつてくるのではなからうかというふうにご考慮のわけでございます。

これは私が実際見て参りまして、その地域で感じました問題でありますから、個人災害に問題意識をいたしまして、今後国が熱意をもつて個人災害に対して一つ十分考えていただきたいという参考の事例としてお聞きをいただきたいというふうに考えるわけでございます。

それから河川局の関係にお尋ねいたしますけれども、前に災害対策特別委員会でも議論の出ました問題ですが、永久橋をかけて、ほとんど河川の河床がずっと上がつてしまつて、上流の方面は堤防の改修が行なわれた。ところが、ちやうどこのを締めるような形で永久橋が一本あつて、その取りつけの

道路はコンクリートでやっていない。これはやがて災害が起これば、非常な出水があれば、必ずはんらんをして堤防が決壊する。そうして人畜に被害を及ぼすであろうということがはっきりしておるが、どうだろうかという問題が石狩川の例でもあげられておったのですけれども、今回は実際問題として予言したとくに全く同じ事実が出てきておる状況なのであります。従来私も考えてきたのは、河川の上流部分について災害があつたために、改良復旧などやりまして上流はよろしい。ところが下流の方についてはのをしめるような姿で、河川の形態というものが、水の流れる姿において非常に異常な格好になっておる河川が全国的に非常にあるのじゃないか、こういうふうにも考えるわけですが、その際に、今後もしそれによって災害が起つた場合には、河川局長が責任をとるのかどうかという問題まで、実はそのときに、災害対策の特別委員の方から出て参つたことがあるのでございまして、そのような状況の今回の石狩川のはんらんではないかというふうに私は考えるわけなのですが、こういう問題について、これは従来の災害復旧の姿というものが、川全体の姿として見なくて、ただ災害復旧というところばかり重点を置いておるためにその川が異常な姿で存在をしているというような河川が相当全国的にあるのじゃないか。従つてこれが將來とも、今回は北海道に限りませんでしたけれども、これは諫早においても同じような形態の河川がございまして、異常な出水をしておる場所もあるわけがございまして、これは今災害が起これば、そのままで

いいんだというふうなことにほならぬと思うのですが、こういうような河川に対する河川局としての対策をお尋ねしたいと思ひます。

○鮎川説明員 たいだいま河川の災害復旧に際しまして、災害復旧のみにとどまつて、改良復旧あるいは河川全体の治水の事業が十分でないために再度災害が起る例があるのじゃないか、こういう御指摘でございしますが、御承知のように、災害復旧事業につきましては、原形復旧ということを中心としておるわけがございしますが、なお原形復旧のみにとどまらず、再度の災害を防止するために、必要な災害関連事業等を施しまして、その地域における災害復旧については万全の措置を講じたいというふうな考えで、それぞれの事業をやつておるわけがございまして、しかし河川全体につきましては、むしろ災害を受けました場合に全部の治水事業が完成できるというところはなかなかむずかしい問題でございまして、河川全体の治水計画ということにつきましては、計画的な河川改修事業というものを進めておるわけがございまして、漸次その河川の災害を防止するような措置を講じておるわけがございまして。

御承知のように、河川の全体の治水計画につきましては、現在治水十カ年計画に基づきまして事業を進めて参つておるわけがございしますが、現在計画に基づき事業の執行は、三カ年を経過いたしておるわけがございまして、まだまだ未改修地域が相当多いわけがございまして。なお、昨年及び今年におきまして相当な災害を各地に受けましたので、従来の河川改修計画につきましては、いろいろの点から再検討をす

る必要があるということが発生して参りましたので、河川局といたしましては、そういう災害の実情にかんがみまして、いろいろな河川につきまして検討を加えておる最中でございまして、その治水十カ年計画について根本的な検討を加えて、まず事業を繰り上げて実施したい、あるいは今までの不十分などところを十分に整備していきたい、こういうふうな考えで治水計画を進めておるという状況でございまして。

○三宮委員 農林省関係の方が見えておりませんので、これは私も実は解釈に苦しむ問題ですが、建設省の河川関係の方にお尋ねいたしますけれども、集中豪雨というふうな場合にも、主として国が直轄をしておる河川に起る災害というものは比較的少なくて、市町村が管理しておる河川であるかあるいは灌漑水路であるかと思われ、非常に小さい河川に異常な災害が起つて、農地を埋没し、流失しておるというふうな状態が多いわけなんです。そこでこの点について特

にこれは島原半島で私は見たのですけれども、河川の上流において、これは河川であるか、灌漑水路であるかという解釈の問題が非常に微妙な問題になるのじゃないだろうか。ほとんど河川そのものを灌漑水路として利用しておる。しかしながら実際の所管としては、これは河川として復旧の面そのほかについては財政措置をやらなければならぬ、こういうふうな問題がこういう地域に非常に多発しておるというふうな状況を実際問題として見て参つたわけですが、農林省と建設省における最も小さな上流における河川の取り扱い、これに対する対策、こういうものについて、これは非常に具体的に問題になりますけれども、どのように協議をし、どのように管理をするような行政指導をしておるか、この点を一つ小さな問題ですけれどもお尋ねをしたいと思ひます。

○鮎川説明員 河川の管理について建設省と農林省関係がどういふふうな話し合いをやつておるかというお尋ねでございしますが、今お話しになりました河川について、建設省関係がどういふふうな点から申上げますと、建設省の管理いたしておられる河川、それから河川法が適用される河川、河川法と同様な規定が働く河川でございしますが、そういう中小河川、いわゆる河川法で処理する河川を建設省関係が所管いたしておるわけがございまして。なおそのほかにいわゆる小規模な河川といたしまして、市町村が管理する普通河川というものもあるわけがございまして、これは普通河川としてそれぞれの地方公共団体が処理をいたしておるわけがございまして。

なお、農林関係で排水的な用水路といふものは、それぞれの目的に従つた排水路に属するものをやっておるわけがございまして、利用の目的に即した水路として農林省関係は、それぞれ所管をしておるのじゃないかというふうな考えでございまして。

私も建設省といたしましては、そういうふうな建設省の所管に属するものにつきまして、河川の改修事業あるいは災害復旧事業をやつていく、また上流地帯におきまして治山治水の關係につきましては、それぞれ個所ごとに農林省と協議をして実施いたしておるというふうな状況でございまして。

○三宮委員 最後に、学校関係の災害でございしますが、たとえば、これは政令事項でございしますが、同じ行政区域の中における罹災校の数が十分の一でなければそれに対して二分の一の補助あるいは三分の一の補助がやれない、こういう政令で定められておる事項が実は今まであつたわけがございまして。改良復旧の問題については、昨日の本会議で文教委員会から上がつて可決をされましたので、これはいいのですけれども、被災地として指定をする場合に、これはすべての総合的な面をいくわけがすけれども、たとえば昨年の十月における九州の集中豪雨の際に問題になったのですが、一つの学校が土砂すれのために全く埋没してしまつた。全然学校の経営がやれない。ところがその行政区域の中に同種類の学校が十三校ばかりある。そうすると十分の一以上の罹災校がなければ被災地の指定を受けられないということになりますと、これはどうしても二校以上なければならぬということになるわけがす。そうなりますと、どうしても一つの学校の災害はまことに激甚であるけれども、国からの財政援助という問題からははずされてしまつたという実例が実はあつたわけがございまして。これは現在まで復旧しておらない状況でございしますが、同じ行政区域、しかも町村合併が行なわれました後の行政区域の中における校数によつて、あるいは一つの学校の平均被害金額によつて、それを被災地であるかどうかというこの査定をするというふうな行き方は、私は非常に矛盾があるのではないかと、そういう行き方では罹災

を受けた学校としては非常にかわいそうな立場に立つのじゃなからうかというふうに考えるのでございますが、今回の法律ではそういうことにはならず、いろいろ修正をされているとは思いますが、やはり私立学校にしましても、公立学校にしましても、政令事項という問題がこれに残っておりますのでございます。私が今心配をしております問題は、今回の法令、この法案の中には懸念をする必要はないかどうか。こういう点を一つ助成課長さんおいででございますからお尋ねします。

○井内説明員 ただいま学校の災害復旧につきましてのお尋ねがございましたが、公立学校の場合と私立学校の場合に分けてお答えいたします。

公立学校につきましては、現在公立学校の災害復旧の負担法がございまして、この負担法の発動によりまして一般災害につきましては措置いたしておるわけでございます。激甚災害の場合におきます措置の仕方等につきましては、ただいま提案されております激甚災害の統一立法によって措置することとなるわけでございますが、ただいまお話のございました公立学校で災害を受けたもののうち、どの部分を国庫負担の対象とするかという対象の問題につきましては、他の災害の場合と同様に、都道府県工事の場合に十五万円、市町村分につきましては十万円という、一学校ごとの建物、工作物、土地、設備ごとの被害額が、ただいまの金額以上のものにつきましてはすべて国庫負担の対象となる建前になっておるわけでございます。

ただいまお尋ねのございました学校が、当該市町村内の学校数の十分の一以上とか、そういった学校数の問題は、私立の学校の災害復旧に關しての問題であらうかと存じます。この点につきましては、私立の学校につきましては、国庫補助を出しますのは一般災害の場合には従来出しておりましたので、激甚災害の場合には私立学校につきまして、従来の実績と同様な措置をとらうというのがただいまの法案の趣旨でございます。私立の学校で激甚災害の場合に、国庫補助の対象にいたしまする対象を、どういふふうな規定の仕方をするかというところは、この激甚災害に對処するための特別の財政援助等に關する法律の施行令の問題になって参るわけでございますが、ただいまのところ文部省といたしまして関係各省と御相談中でございますが、私立学校の押え方なかなかむずかしいのでございまして、ただいまのところ従来の実績を確保するという線で政令案を考えて参りたい、かように考えております。

○二宮委員 そうしますと、やはり私立学校については一校がどのようになり、激甚災害を受けたとしても、たとえその学校が建っている地域が土砂くずれの地域であつて、ほかの地域は浸水個所にも何にもならない、こういう場合には従来のワークを確保するという段階になりますと、一つの学校がどのよう激甚で全く壊滅の被害を受けても、それに対して国から二分の一の助成はできない、こういうことになるわけですか。

○井内説明員 ただいま先生から御指摘になっておりますような具体的な例が、昨年でございましたか大分県等に

おきまして生じたわけでございまして。その際、国からの補助金と私学振興会からの融資ということで、二本立てで私学につきましては措置をいたしておるわけでございます。ただいま御指摘の私立の学校が一校だけ非常に大きな災害を受けたという場合に、しかもその災害が激甚災害に指定されたという場合に、激甚災害による国庫補助を發動したいという気持を持っておるわけでございますけれども、その辺、従来の私立学校に對する国庫補助の諸制度、実績との関連もございまして、文部省といたしましてはその辺のうまい案で参るか、先ほども申し上げましたように、関係各省と協議中でございますが、ただいまのところ従来のやり方で大体いふようになるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございまして。

ただその際、先ほど申し上げましたように、私立学校振興会の融資をどこまでも厚くしていった場合に、その私学の経営に実情がマッチするか、その辺を勘案しながら引き続き検討させていただきます。

○永田委員長 門司亮君。

○門司委員 どなたからでもいいですが、お答えのできる人からでいいのですが、この法律を出されますには、この法律が基本法の九十八条関係の法律だと思ひますが、この法案の百三条関係の法律は出されますか、出されませんか。

○奥野政府委員 百三条関係の規定は、今御審議いただいております法律案の二十四条に規定いたしております。

○門司委員 私が聞いておりますのは、二十四条だけでこれは足りるというふうにお考えになっておるとすれば、基本法をこしらえたときの考え方と違ひではないですか。基本法にはこう書いてあります。百三条は、国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについての当該地方公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができ、この書いである。基本法には「別に法律で」と明らかに書いてある。だから私は聞いておる。

○奥野政府委員 基本法の百三条を規定いたしましたときには、従来大災害の際、特別措置を立法しておつた、そういう部分につきまして、別個恒久的に法律を作つていこう、こう考えておつたわけでございまして。そういう内容のものが二十四条に規定されている事項でございまして。あるいは将来これだけ不十分だという問題が起こつてくるかもしれないが、従来大災害のつど特別立法いたしておりました基本法の第三条に書いてあります性格のものは、この事項であつたわけでございまして。

なおもう一つ、基本法の百二条に規定してございまして。これも同趣旨の立法であつたと思ひます。第二十四条の一項の方は地方公共団体が復旧の責任を負つておるもの、それがまたまた一カ所当たりの災害復旧事業費が少ないうちに、国庫負担の対象から漏れてくると、二項の方は農地その他の農林水産業施設で、やはり一カ所の災害復旧事業費が少ないうちに、国庫負担の対象から漏れるものを救つておるわけでございまして。

○門司委員 今百二条の関係を話されたわけですが、もう一つ伺ひたい。百二条の関係では、大抵利息の定率、償還の方法、あるいは地方債のようなものについてそれを政令で定めるといふ

を幾らこしらえても一体どうなるのですか。その次に、同じように建設費の方の關係にいたしましても、中層の耐火建築のごときは、全国平均で大体二七％の負担をしている。一戸当たりこれを引き直してくると四二％、用地の關係においては全国平均一七五％という数字が出ておる。労働省の關係においてもこれと同じようである。失対事業については、地方の負担というものがある。全国平均で一・六％という数字を地方の自治体は負担しておる。ことに事務費のごときは七四・七％出しておる。資材費が一四・一％というよりな形で、今申し上げましたよりな全

園平均いたしましても一・六％、これは労働省関係で負担しておる。文部省の關係になつてきますと、義務教育の施設費を一つ見ても、これについての建物の坪数の場合に、新築で実績が六万八千四百七十四坪という数字に、國の基本の額というのは四万八千七百八十四坪である。これは二五％の増になつてゐる。建物の坪数あるいは工事費というよりなものをこれをずっと引き伸ばして参りますと、建物の坪数というのが地方では大体三万五千五百坪という数字が出ておるのに、國の基本負担は二万二千百九十五坪で、これは三一％の増、総工費の増は大体六三％という数字である。増築その他におきましても同じようなことであつて、増築については大体半値からくる、あるいは坪数というよりなものと同時に、建築費のすべてを引き伸ばして参りますと、百分の百九十九という数字が出ておる。危険校舎に至りましてもやはり同じような数字であつて、六五％という数字が出ておる。こういうことが私は

実態ではないかと思う。この法律で定められる、たとえば標準税率の六倍なら六倍を九〇％保障する、こう書いておるんだが、単価は一体どうなっているのか。実質の単価を見るのかあるのか。今申し上げたような事実上出ている——材料があるから各省にわたって詳しい話をしてもいいんだが、そういうことでこういう法律をこしらえて、ほんとに激甚の災害を受けた自治体が立ち上がることでできるかどうか、そういう点を一体どういうふうにお考えになっておられるのか、この点を明らかにしてもらいたい。どなたからでもよろしいです。

○奥野政府委員 一応私からお答えをさせていただきます。門司さんの御心配になっていること、まことにこともなげなことで存じます。実は先ごろ地方制度調査会の方からの要求を受けて、国庫負担の対象となつてゐるものについて、その国庫負担の金額がはたして適正であるかどうか、こういうことを調べたわけでございます。その結果あまりにも超過負担が多過ぎるという現状に驚いてゐるようなわけでございまして、ぜひ三十八年度の国庫予算の編成にあたりましてはそれらの単価の是正をやつて参りたいというのを強くお願いをして参りたい、かように考えておるわけでございます。自治大臣もその点につきましても強い考え方を持つておられるようでございます。最近建築費の単価が上がりつゝきたとかいろいろの事情がございまして、国庫負担に計上されております負担金の基礎といふものがかなりずれてきてゐるようでございます。御指摘になつた通りでございます。

ます。建築関係、それから土地の関係、給与費の関係、この三点に一番大きなずれがあるようでございます。ぜひその点について三十八年度において国庫予算の計上額については是正をやつていただくようお願いして参りたい、こう思つておるわけでございます。

○門司委員 今のような答弁でこの法律を通すわけにいかぬでしよう。ことに激甚災害の方は、さつき申し上げましたように住民の負担力が非常に落ちている。国の補助にたよる以外にないのです。その場合にこういう単価で国がもし押しつけてくるとするなら、一体地方の自治体はどうすればいいかといふことになる。その規定のものはできません。三つ壊れたものを二つだけしかできないといふことにならざるを得ない。きょうは自治省の財政局長はそういう答弁しかできないと言つたけれども、大蔵大臣はどうです。これから各省の大臣に出てもらつて、ほんとにやる気があるのかないのか、われわれこういう法律をつくつても地方自治体では迷惑をする。そして原形復旧も完全にはできない。それをしようとするには非常に大きな負債をしなければならぬといふことが出てくる。この点を一つこの委員会、この法案の上がるまでに一つ明らかにしてもらいたいと思ふ。

私は別に無理を言うわけじゃない。地方の自治体においては、たとえば校舎の問題にしても、国が規定したより以上のつばなものを建てようというやうな考え方を持つてゐる人がいないわけではない、そういう学校がないわけではない。ですからそのまゝの実績

をここに引き当ててそれでよろしいかどうかといふことについては多少の疑問があるかもしれない。しかし百分の三百幾つというやうなばかばかしい数字が出るというやうな、あるいは百分の百七十五というやうなばかばかしい数字が出るやうなことで法律といふものもできて、それが押しつけられるとするならば、法律の権威も非常に大きな支障を来たしはしないか。ただ体裁だけをつくつたつて実質的には何もならない。こういう意味で、これは委員長にお願いをするんだが、今自治省の政務次官だけおいでになつておられますが、特に重要なのは大蔵省です。大蔵省の財務官もおいでになつておられない。局長も来てないし大臣も来ておられない。こういうことで、今の奥野局長の答弁で納得するわけにはいかない。百歩譲つて、普通の場合でもこれについては文句があることは、今自治省からのお話の通りであります。ことに激甚災害を受けてどうにもならないやうなところに、こういう基準でもし国がやられるといふことになれば、大問題だと思ふ。従つてこの際、この法律をこしらへる場合には、補助の単価を一つ数字にして明確に出してもらいたい。その上でこの法律を審議することが私は正しいと思ふ。一番基本になるものを忘れて、幾ら審議してもどうにもならない。その点について委員長からお取り計らいをお願いしたいと思います。

○藤田政府委員 門司委員の御発言、私も全く同感でございます。基準単価が現実と遊離しておるために、地方財政に非常なし寄せが集まつてゐると

いう現実は、われわれもよく承知いたしております。藤田大臣就任以来私も協力いたしまして、現在主として奥野財政局長が中心になりまして、関係各省と特に建築単価の問題を中心に是正の打合せを真剣に續けております。現状のままで推移しようという気持は毛頭ございせん。ただ問題は、ほかの関係各省の認識いかんでございまして、順次自治省の方針に同調の傾向は強くなつて参つております。御想像の通り大蔵省が相当強硬であります。少なくとも明年度予算が大体輪郭を示す前にはこの問題はぜひとも解決したい。それと並行して、今回の激甚災害法律の実施にあたりまして、改正された単価でやつていきたいとわれわれは強く希望いたしております。ただいま門司委員の御発言の趣旨は政府全体に私からも十分反映するやうに伝達いたすことだけをお約束申し上げておきます。

○門司委員 せっかくの次官からの御答弁ですけれども、そういう程度で一体済まされるかどうか。年々これは繰り返されておるのです。ことに建設省の住宅の敷地のごときは、今の時代に坪当たり七百幾らで買えるなんということは一体だれが考えるのですか。しかも住宅に必要な土地は、おそらく都市近郊であつて、元来は高いところだと思ふ。今七百幾らで東京近郊に土地があるなら国で買つてもらいたい。国が土地を全部あつせんして、その上に建てろといふなら別な話ですが、これはばかばかしい話なんです。こういうことを国が平気でやつておいて、こういう法律を出して、法律を出したからそれでいいんだといふのはきわめて無

責任だと思ふのです。だから、この法律の中にぜひそういうものを書き込むか、あるいはそれができないとするならば、こゝへ大蔵大臣なり自治省の大臣、その他各省の大臣に出てもらつて、そういうことはしません、あるいは実際の単価を出す、そういうやうなことをきめてもらいたい。大よそ世間の納得する範囲といふものがあるはずなんです。そういう大よその見当のついたものにしなければならぬ。宅地が七百円で手に入るんだといふやうなことを考へて予算を組まれるならば、一体地方の自治体の激甚災害があつたところはどうするのですか。こういう基本的なものが忘れられておるやうなので、これを一つ、さつきから申し上げておられますように、委員長にお願いをして、この法案の通るまでに政府としてははつきりした答弁をしてもらいたい。ここにおいでになつてゐる諸君を責めるところでいいかとも思ふが、國全体の一つの方針だと思ふ。地方の自治体が今日いじめられてゐるのはこのことではない。ほとんど全部といつてもいいほど税外負担がここにかかつておる。だから、国がほんとにこういう法律をこしらへて地方の住民に迷惑をかけないというなら、この問題をこの際明らかにしてもらいたい。さつき申しましたように、こゝへ今おいでを願つております諸君にこれを答弁してもらいたいといつても無理だと私は思ひます。一つ委員長にお願い計らいをお願いしたいと思います。その次に、もう一つこの問題で聞きをしておきたいと思ひますことは、この法律は主として復旧という文字をずっと使つておるようでありまして、

最近の情勢ではやはり復旧だけではいけないのであって、結局これに改良事業といふものがどうしても加わらなければならぬ。政府の方針としては、学校のごときはできるだけ木造を廃止して鉄筋コンクリートにしようという方針をとられておる。ことに被害の激甚な大鉄骨が鉄筋でなければならぬ、永久の建物でなければならぬと私は考えておる。だから、単にこれは復旧だけでよろしいのかということについては、われわれもやはり考えなければならぬ。今までの災害を私どもずっと見て参りまして、ここに伊勢湾台風のような場合はそうでありましたが、知多半島のずつと奥の方から掛斐川の近所あたりに学校の校舎が鉄筋コンクリートであつたら、あるいは役場のような公共建築物があつたら、災害に侵されないだけの建物であつたら、私は、あれだけの死傷者を出さなかつたのではないかと考える。そういうことを加味した考え方というものが、災害の常襲地帯あるいは激甚災害地帯に対しては考慮されなければならぬと思う。そういうことはこの法律では一体どの程度考慮されておるのか、その辺も一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○宮崎説明員 文部省からお答え願うた方が適當かと思ひますが、今御指摘の学校の災害復旧につきましては永久化といひますか、鉄筋コンクリートづくりにするといふ問題でございますが、こゝういった問題は最近非常にその重要性を認められておりました、そういう方向ですつと進んでおると思ひますが、今回のこの法律をつくるに

あたりまして、そのよりなものは現行法そのものを直して、むしろ改良復旧すべきだといふことになっておりました、別途提案をいたしましてすでにその方の案は衆議院を通つたといふふうに伺つております。現在の公立学校施設災害復旧国庫負担法の改正によりまして、こゝういった改良復旧をやつておるといふことになっております。そのほか土木関係とか農地等につきましても同様の問題が生じます。これにつきましては、現在の法律でも改良復旧ができるんだといふことになっておりました、その具体的な基準については関係省でいろいろつづつておられるわけでありましたが、その改善をこゝ二、三年のうちにいろいろとやつて参りました、たとえば木橋を永久橋に復旧するといふような問題は、非常に広範に行なえるようになると考えております。まだ不十分な点もいろいろあるかと思ひますが、建設省や農林省の方でいろいろ検討して、今後も改善していくといふことになっております。

○門司委員 今のお話は大体わかつております。私が心配いたしますのは、法律自身の中にそういうあいまいな点といひますか、他の法律でやるなら、こゝうなつてくるんだからと、いろいろ言ひわけはできようかと思ひますが、私どもが最もおそれておりますのは、今日の地方行政の中で最大の弊害は、陳情制度です。陳情をたくさんすることによつて問題の解決をはからうとする空気の多いことは御承知の通りであります。後つて、法律をつくり出す場合には、どういふ形でそういう困

違つた行政のあり方を正していくかといふことについて、非常に真剣に政府

は考えるべきだ。できるだけ陳情政治を抑えていくといふ、そういう必要のなくなるような方向に立法の形をつくるべきではないか。従つて、今のようないつても今の答弁だけでは私はよろしいとは思へない。激甚地の問題については、いろいろ問題があろうかと思ひます。たとえば技術上の問題にしても教育の問題にしても、鉄筋コンクリートに直すといふことで建てかえるのなら、二年ないし三年くらいなら児童もほかに移してスムーズにやれる。しかし、激甚の被害を受けたところでは子供を収容する場所もない。お寺もなければそんな大きな建物もない。子供の教育をどうするかといふことで、とりあへず子供の教育はバラックの中でやるということもよろしいかと思ひます。しかし、やはり基本の問題は、そういう地帯では鉄筋に直すといふようなことは明確に書かねばならない。

今、お話がございましたが、重ねて質問しておきますが、激甚地におけるこゝういふ災害を受けたところの建物は、大体鉄骨ないし鉄筋の建物にするといふことを、こゝではつきりお答えがで

きるならお答えしていただきたい。

○宮崎説明員 三十六年の災害特例法、三十四年の特例法等におきまして、公立学校施設の災害復旧について御指摘のような特例法ができたのであります。内容は、要するに、木造とか、こゝういったものを鉄筋といふように格を上げる、いわゆる改良と、それから復旧坪数につきまして一定の基準で制約されておりましたのを引き上げるという、二つの内容であつたと記憶しておりますが、こゝういふことが行な

れております。今回のこの法律をつくるにあたりまして、こゝういった特例法で行なわれておる実態をこの法律の中へ規定してはどうかという御意見もあつたわけでありまして、文部省の方としていろいろ検討された結果、こゝういふ問題はむしろ激甚のときだけ問題になるのではないといふことになりました、現行法そのものを直してこゝういふことで現行法の改正をする、これと同時にやるということになりました、提案されたわけでございます。従

て、内容としては、必要があれば、自然条件があるかと思ひますが、いろいろな条件があるかと思ひますが、必要があれば鉄筋に改良復旧するといふことが法律上は可能である、それから坪数等につきまして従来の制約以上を引き上げることができる。具体的内容については私あまり承知しておりませんけれども、こゝういふ改正が行な

れたのであります。

○門司委員 今の御答弁だけで私ども必ずしも承服するわけに参りませんが、坪数等についても言ひ分があるわけですから、文部省で考えてもらわなければならぬ。さつき申し上げましたように、実際の建築坪数と政府の坪数とは非常に大きな開きがあるのです。これは政府は教室だけしか見ていない。廊下とか昇降口とかはいかげんに見て

いるから、こゝういふ食い違いが出てくる。私はやはりこゝういふ点等も、法律を出されるからには安心のできるような法律に一つ直してもらひませんと、さつき申し上げましたような陳情政治といふよりも、むしろ最近の情勢は、何といひますか、国と地方との間の運営については大きな疑問を持つてゐる。

○永田委員長 太田一夫君。

○太田委員 前回に続いた質問になるのではありませんが、この際お尋ねをしておきたいことが大蔵省にあるのです。それは特にきのうの合同審査などにおきまして、なかなか大蔵省の方にはすべてに配慮をしてもらって、まず大蔵省でないこの法案の答弁があまりはつきりしない形にあったと思うのです。きのうの答弁というのは、どう考えても、災害対策特別委員の方々に失礼なことが実は多かったのではないかな。なるほどびたりとした答弁があったと思うのは、あまりないのですね。今何も、門司委員のおっしゃったように、常日ごろいろいろなことがあつて、こちらの方に手抜かりがあつたということを申し上げるつもりではありませんけれども、もう少し実際というものををつかんでいただかないと困るのじゃないかと思うのです。宮崎さんですか、大蔵省の、この法案を御立案なさいましたのは宮崎さんでございましたか、きのうもいろいろ活躍していらつしやいました。宮崎さん、これをおつくりになつて地方財政に与える激甚災の影響というのをどのようにお考えになりましたか、この所見をこの際承つておきたいと思ひます。

○宮崎説明員 最初にお断り申し上げておきますが、この法律は、もちろん政府内として内閣審議室を中心に関係各省において十分審議してきめられたものでございまして、決して大蔵省だけがやったわけではございません。ただ法案の条文を書きます作業を私の方で引き受けました関係で、いろいろこまかい点の技術的な問題について

てお答えをしておるわけでございます。

今御質問の点でございしますが、昨日来いろいろと議論が出ております。に、災害にあたりましてこの復旧の主体になります地方公共団体の財政の問題がどうなるかというところは、このうち一番重要な問題でございします。この点につきましては、従来の災害特別法の各種の事例等について、いろいろの計算をいたしました。その線を引き合理的にいけるんじゃないかというところできめられたのが、たゞいま提案されておりますこの法律の内容では関係省間ではいろいろの議論があつた末になつた、そういうのが実態でございます。

○太田委員 重大な問題であり、各省間にいろいろ意見があつたということ、それはその通りであります。けれども、この災害立法というものは地方財政というものを、地方財政の中からはどれくらい地方団体に負担せしめるか、どれくらい国家が負担せしめるかを推定して、この第四条ですか、第四条のかさ上げの計算方式がきまつたと思ひます。従つて、地方財政はこの負担に耐えられるという結論がなければ、これは腰だめであつて、実はとりあえず出したものであつて、未定解だということになるわけですね。その点はどうかということをお尋ねをいたしておるわけですね。

○宮崎説明員 地方財政の問題につきましては、そういうことでありますから、三十四年のたとえば伊勢湾台風、

これは災害特別の議論がされます場合には、最も広範にかつ手厚く措置が行なわれたというふうなことでございします。この伊勢湾台風特別法などが最も有力な根拠といひます。そういうことになつたわけでありまして、そういうものを土台にして今回の制度がつくられたわけでありまして、あの当時に比べて地方財政の状況というものが悪くなつてないということであるとすれば、これによりましてあの伊勢湾台風の場合より若干手厚いような措置が今回行なわれるわけでありまして、大体対比し得ると考えていいんじゃないか、私もそれはこう考えております。

○太田委員 これは三十七年一月十九日の日に、当時の大蔵大臣がおっしゃつた言葉です。地方財政の内容は著しく改善されつゝあります。地方財政の内容は著しく改善されております。このことをおつしやつていらつしやるのです。この地方財政の内容が著しく改善されております。このことを、ことしの初めに大蔵大臣がおつしやつた。この考え。三十六年の一月三十日にも同じく水田蔵相は、地方財政については近時著しい改善を見ておる、税は増収となる、こういうようなことをおつしやつていらつしやいましたが、毎年蔵相は地方財政というの著しく改善されているんだ。著しくということは顯著だということでしょうね、目に見えてということなんです。そういうふうにあなたたちも考えていらつしやつたのでしょうか、この点をもう一回はつきりおつしやつて下さい。

○宮崎説明員 地方財政の問題については、私担当外でございします。ので、しっかり勉強いたしております。か

ら、意見の発表を差し控えていた。だまですが、相当好転しているというふうには、そういう方面の方から伺つております。

○太田委員 好転しているというのは、そういう方面の方というのは、それですか。

○宮崎説明員 私の地方財政の担当の主計官、そういう担当の方であります。

○太田委員 それはきより出ていらつしやいます。出ていらつしやつたら一つ答弁をしていただきたい。

○宮崎説明員 ただいまありませんが、午後の委員会に出るということになりますから、何でしたら呼びます。

○太田委員 そうすると、宮崎調査官が中心になつてお答えになつていらつしやることを見ると、本法に対するところの財政的な面におけるいろいろの面策は、あなたがやりになつたと思つてゐるわけですが、あなたじゃなく、ほかの人が、地方財政は十分よくなつてゐるから、そのつもりで立案しろというのでこれが出た。そうなる

と、これは大へんなことであつて、自治大臣はきよりはらつしやつていませうが、藤田次官いかがですか。好転しているというようになことを、大蔵省の某氏が言つておる。某氏はただだか知りませんが、某氏が言つてゐるということに對して、自治省としてはどうお考えになりますか。

○藤田政府委員 表面上は、赤字団体等の数は減つてきておりますが、経済の複雑、伸展に伴ひまして、かえつて地方財政は非常に苦しい面が出て参つております。著しく好転しておる

という認識は、われわれは持つていません。

○太田委員 財政局長、地方財政を握つておるあなたとして、地方財政が著しく好転しておらないと、私と同じように考えていらつしやると思ひます。好転しているならば、この激甚災をめぐつて、つい最近七月の二十七日の全国知事会におきまして、激甚災に對して、公共土木施設災害復旧事業に對する適用の基準である標準税率に對して、百分の二十以上というよりなことは、これは非常に事情に沿わないから、もっと下げるべきだという意見などは出てこねはずです。百分の二十を下げなさいと全国知事会決議して、これを国会方面に配布してゐる。著しく好転しておるのにそんなことを言うのは、大蔵省をなめておると思ひます。知事会で、著しく好転しているのに、百分の二十というよりな伊勢湾台風当時のものさしではかるのはけしからぬと言ふのは、盗人だけじゃない。これがほんとうなら、大蔵省の言うことがけしからぬ。まるで日本の国を連邦と見ておる。日本はユナイテッド・ステーツじゃないのです。一本その辺はどうですか。あなたは財政局長として、一番教理に詳しい人として、責任あるお考えを一つ聞きたいのです。

○奥野政府委員 災害を受けた団体は、単に復旧事業だけにどまりませんで、住民の立ち直りその他につきましても、非常な苦慮をいたしておるわけでございます。その面からの財政需要もまた莫大なものになつておるのであります。従ひまして、そういう団体は、少しでも国からの援助を強くし

です。このCという県はどこでしょうね。もしわかりましたら、Cという県の実情も述べて下さい。四千万円も少なくなるといふことはCという県にとつてみれば大へんなことだろうと思ふのですよ。そういう点について思いや

りは今持つていらつしやいますか。

○宮崎説明員 Cというのは石川県でございませう。資料についてです。御説明をいたしておると思いますが、要するに、今回総合負担方式をとりようというところになった理由は、何かということをお考え願いますとおわかりかと思いますが、従来の個々につくりました特例法による措置というのが、地方の負担という点から見ると必ずしも公平でなかった点があったというふうな言つてよいかと思ひます。今回の総合負担方式のような形、つまり標準税収入に対する地方負担という考え方で見る考え方が妥当だといひますれば、その程度に応じて地方負担が逐次軽減されるという方式になるのが最も理想的かと思ひます。そういう方式をとりました結果、過去の実績と照らし合ひてみましても、総体としては国庫の負担が若干増大いたしました。個々の県では、たとえば今御指摘の岐阜県の例のようにマイナスになる県もあるというところになったわけでありませう。これがたとえ三十四年の特例法を今回の方式に改めてその差額を徴収するなんということは大問題であります。同じ災害が同じようなところ起きるというところではございせんので、そういうプラス・マイナスがあるのはこういう新方式をとる場合にはやむを得ないことと思ひます。その差も非常にわずかであります。従来のものと比べて著しく相違したものではありません。しかもその内容は被害の程度に応じてなだらかで、国庫負担増、地方負担の軽減という形でできておりますから、さしたる問題はないのじやないか、こういうふうには私も考えております。

○太田委員 あなたはさしたることはなかつた例をとつて試算をして二・〇何%であつたからこれは前よりもよくなつてゐると思はなければならぬのか。私の言つてゐるのは、全体の金額のこともさることながら、地方のアンバランスというものがずいぶんある。ただ標準税収入額だけをもつて見るというのはいかぬのであらうかと思ふ。これは若干非科学的な点があるといふことを申し上げてゐるわけですが、従つて、全体がふれば個々にこぼれて起つても仕方がないと思ふ。想は、少々画一的であつて冷たいと思ふ。残る負担というのがなかなかあるのだから、地方の負担というのが多いのだから、さらにこれを大幅に引き上げるというように原資の点においても少し大幅なことをお考えになれば、いかなる地方団体といへも減るというところはなく済んだと思ふのです。ふえるところばかりだつたらみんな喜ぶまして、大蔵省様々と言つてあります。減るというところになつたら大蔵省なんてない方がよいというところになる。大蔵省が財政に対して支配権があるとするならば、この支配権は悪代官的なものである。だからこれはいけなかつたと思ふ。なぜ各地方の財政力にこぼれがあるといふこの実情にも少し目を向けなかつたのか。町村の場合においては総合的な予算の金額以外にこまかい説明がない。資料がない。わずかに一市町村の資料だけが出ておられますけれども、そういうことだ。もうちょっと出していいじやないか。どうですか、宮崎さん。一・〇二・九%に県がなつて、市町村が一・〇五というように、四%か二%かを上げるだけの金額が大きくなりまして、この説明にならぬと思ふのです。これを一つあなたの方から、どうしていいかといふことを説明して下さい。悪くなったところはしんぼうしなければならぬという理由を一つ説明して下さい。

○宮崎説明員 同じようなことの繰り返しになりますので簡単に申し上げますが、市町村については対象五県、山梨、三重、滋賀、愛知、鳥取の二百八十三市町村、つまりこの五県の全市町村について新方式を適用したならばどうなるか、こういうことをいたしたものが、この資料として差し上げたものでございませう。統計的に見まして、この五県を全部取り入れるということでございます。十分これは有意義でございまして、別にこれでもつて私は資料として十分だといふふうには考えられないと思ひます。そこで、個々にやつた場合に、従来の方式よりも下がるのは困るじやないかという御指摘はわかるわけでございますが、それでは従来のまま新方式を取り入れるかというの、これは一つの方法として議論になるわけですね。たしかにこの立案の過程においては、そういうたゞ羅列方式と申しては、個別の方式でいくか、それとも総合した方がいいかといふことで、いろいろ議論があつたわけでございます。しかしやほりこの制度が合理的な制度であるといふことであるならば、少なくとも従来の方式でもつて個々にやつた場合に、どうも合理的とは必ずしも考えられないといふ点があるならばこれは改める方が

適當だろう、こういう見地で総合負担方式がとられたわけでございます。その場合に、それはいかなる団体についても従来のマイナスにならない線と申すのは、これはもう非常に国庫負担を増加すれば別でございませうけれども、とり得ないものでございませう。むしろ従来の線といふことを中心に考えるのであれば、ここに示されてゐるような線でいくことが一応最大限といひます。か、ものではないか、こういうふうな考へていいかと思ひます。地方財政の好転といふこととからんでのお話でございませうけれども、決してこれは地方財政が著しく好転したからこうしたんだといふのはございませう。三十四年災と同程度であれば、この方式でやれば従来のよりも手厚くなる、こういうことになつてゐるわけでございます。それから、こういう形でやらしていただくことが当面としては最善の方法ではないか、こう考へておるわけでございます。

○太田委員 これは宮崎さん、今私は第四条のことを大體中心にしておるわけですが、四条の標準税収入の百分の二百をこえて百分の四百までが、いわゆる四倍までが七〇%で、四百以上六百までについては八〇%といふんです。大體百分の四百をこえて百分の六百までに相当する額といふものを適用できるような例は今までありませんか。

○宮崎説明員 市町村については、若干例外的になりますが、あるようであります。

○太田委員 これはあなた市町村じゃないですよ、県じやありませんか。第四条を市町村に適用するんですか。

○宮崎説明員 どうも失礼をいたしました。県については、二十八年以降の分について検討いたしておりますが、県については四百をこえたものは二十八年以降三十四年までの事例にはございませう。最高は三十四年災の場合の三重県が三八・〇何%ということでありませう。

「委員長退席、丹羽委員長代理着席」

○太田委員 そういうことになるのなら、どうしても地方負担の半分が、最高のところでも六割くらいしかかさ上げがないことになる。従つて、今までの三重県のごときでも四割くらいのもので残るわけですが、全くこのかさ上げの率では、地方団体が満足するところは一つもありません。同時に地方住民といふものは、災害が起きた場合に、大へんだ、自分のうちにはこれわけてしまふわ、それに対する大蔵省の見舞金はないわ、大蔵省の出し分が少なからずからこちらの方が出さなければならぬ、よけいなものを負担しなければならぬ、これは火を見るより明らかである。なぜこんな小さなけちくさいものをつくらうとしたんしょうね。あなたの方が地方財政を知らないからこういうことになつたのです。地方財政と地方住民の負担に対する認識がないからこういうことになつたのです。これもほんとうにやるなら大蔵省の施政方針の中に入れて下さい。国の予算の割合で言へば、予算の規模から言へば、地方財政と国家財政とは大體一対一でしやう。こういう関係になつておるなら、もう少し地方財政といふものに対する言及がどこかになければならぬ。と

ところが大蔵大臣は、たまたま地方財政は著しく好転した。著しく好転したと言えはみんなが喜ぶかと思つて、催眠術ばかりかけている。催眠術ばかりかけている大蔵省にわれわれは依存して、この援助法をつくつて下さいといふわけにはいかない。宮崎さんは御苦勞様でした。宮崎さんはからだが悪くなるほど努力されたと巷間伝えられておりますから、あなたに対しては私とはやかく言う気持はないが、大蔵省そのものの認識に大きな間違いがあるのではないかといふことを言つておきます。しかもこの間の話から言つと、一たんかさ上げ額がきまつた、激甚災指定基準がきまつたとして、いざとなつたときに十四項目にわたる各項目にわたるいろいろな地方負担額を出してある。標準税収入を出して、そうして一つ一つこまかい計算をしなればならないのに、地方財政を知らない人が標準税収入と言つたつてわかりません。わからぬでしよう。それは計算できません。代数を知らない人に代数をやらせるようなもので、数字は一、二、三だと思つたらA、Bが出てきたら困るじゃないか。だから私は、大蔵省が本法案ができ上がった後の世話をなさるようなことをおしやつたけれども、少々そういう点はいかがなものかと思ふのです。そうでしょう。総理府の審議室長の江守さん、あなたこれを生みつぱなさいはいけません。今のような大蔵省の忙しいようなときに、またこんな計算をやらせるのですか、そのつもりで御立案なさつたのですか。

○江守政府委員 財政に關しますことにつきましては大蔵省が所管をいたし

ております。従いまして、各省で災害に対するいろいろな措置をいたしまして、最後の相談は大蔵省としていたゞて、これが今の役所の立て方から申しまして当然のことと思ひますし、総理府としてはそういうことをいたす権限は何ら持つておられないということでありま。

○太田委員 財政のことだから大蔵省がやると言つたら、地方税法の改正案も大蔵省がつくりまつか。地方税をいかにするかといふことを大蔵省の方から発議がなされるべきであるとお考へになつていらつしやいますか。

○江守政府委員 国の補助金その他國が關係してある金のことを申しておるのであります。

○太田委員 しからば交付税の計算も大蔵省がなさいますね。

○江守政府委員 交付税の計算は従来から自治省でやつております。

○太田委員 しからば、交付税が自治省なら、財政のかさ上げ額の計算だつて、自治省がやればよいじゃないですか。何で大蔵省がやるのですか。そんなことをやれば、すぐに地方財政は著しく好転したといふ先入観のあるままに計算されて、しかも地方財政に対する研究は不十分じゃないですか。

○江守政府委員 かさ上げ額の計算といふことにつきましては、これは総理府が中心になりまして、各省それぞれ府の所管に従ひまして十分検討をいたします。そうしてこゝろ超過果進額でやるのが、現在の激甚災害に対する特別の財政援助の方法としては最も適當であるといふふうに考へた次第でございます。大蔵省が独自で考へたわけでもございませぬ。各省それぞれ自

分の所管の災害に対する財政援助の方法として考へて、こゝろ結論に達したといふことでございます。

○太田委員 それでは、農林水産業に対する特別の助成金として、第五條關係の農地等の災害復旧事業に対する補助金も大蔵省が計算するのですか。

○江守政府委員 これはもちろん農林省が従来の仕方の通りやる。農林災害に對しまして、従来仕事をやつておりました通り、今回の法律においてもその通りの仕事のやり方をやつて参るといふことだろふと思ひます。

○太田委員 今の結論は、農地等に対するかさ上げ計算は農林省、そういうことですか。

○江守政府委員 御質問の趣旨は、災害が起きましたときに、現実に災害額を査定をし、これに對して國家の補助金あるいはその他の財政援助の計算をするのはどこであるのかといふことであります。それは現在農林省でやります。ただこの法案を出しますにつきて、たゞこの法案を出しますにつきて、こゝろかさ上げ率に適當であるといふような問題になります。これは先ほど申しました通り各省いろいろ相談をいたしまして、こゝろ結論に達したといふことでございます。

○太田委員 もうちょっとはっきり言つていただきたいのです。あなたの方がこれを牛みつぱなしにしておいて、適當に各省各自が持つておればよろしいでは困る。地方団体は地方団体の実情から、この問題についてはたくさん不満があるのです。私の言つてゐるのは、政令に移譲されているものもあれば、解釈上幅の広いものもある。従つてみんな大蔵省へ行かねばならな

い。県知事も市町村長も全部大蔵省へ行くのだ、大蔵省へ追ひやるといふようなことにあなたの説明ではこの法案はなりません。農地の關係はこれは農林省でよろしいのだと言ふが、そうじゃないですよ。やはり市町村とかあるいは県といふような、地方自治団体の財政のことは自治省でやる、農林省に關する限りは農林省、厚生省に關することは厚生省、そういうことじゃありませんか。

○江守政府委員 そういつた現実の災害額の査定並びに補助金の交付その他事務につきましては、現在の仕事の仕組みを變える考へ方は全然持つておりません。

○太田委員 だからいゝゆるかさ上げ額の地方団体の負担額を幾ら軽減するかといふいろいろな措置といふのは、これは自治省が計算するものでしょう。また自治省がいろいろな説明を地方団体から受けるのでしょう。大蔵省へみんな地方の村長さんも行つてくれといふような法案じゃないでしよう。私は、この法案はその点を心配するので

○江守政府委員 いゝゆるブルにいたしましたもののかさ上げ率の計算、これは各省の所管のものを一つにまとめてやるわけでございます。従ひまして技術的に非常に困難な問題がございませぬ。しかも非常に早くやらなければ災害の実情に適應しないといふ問題がございませぬ。従ひまして、これをどういふ仕組みでやるかといふことにつきましては、実はまだきまつておりませぬ。今後十分検討してやつて参りたいといふことでございます。

○太田委員 それでいいと思ひるので

す。私が少々不満、心配なのは、宮崎さんはかり責めては悪いし、高柳さんもきのうからのわかつたいい答弁になつてゐるから、あまりとやかく言いたくないし、財政援助に対する御協力、御理解はあると思ふのであります。あるいは現状といふものに対する理解といふものは、やはり自治省が専門家だと思ひます。農地のこととはやはり農林省だと思ひます。その方面の窓口を全然抜きにして、大蔵省が全部引き受けたといふ形では私も不安がある。市町村長にこれはやはり大蔵省へ行きなさい、高柳さんのところへ行きなさい、宮崎さんのところへ行きなさいと言つておつたのでは、なかなかあつた。あなたの方は一から研究しなければならぬでしよう。基準財政需要の問題や、収入額の問題や、標準税収入の問題もあれば、起債の元利補給の問題もあれば、特交の問題もあるといふこと、あなたの方が一々勉強するといふことは大蔵省も大へんだ、基準ができれば、それぞれ所管省へ一任するといふのがほんとうだと思ふのです。その点ちよつと念を押しただけの話です。ただ心配なのは、大蔵省の地方団体の財政に対する觀念が、著しく財政が好転しておる、好転しておるといふ觀念があるといふことが心配なんです。これはちよつと考へ直してもらわなければいけません。こゝろいふことを言つてゐるわけですよ。

○江守政府委員 ちよつとはかの話をいたしております、はなはだ失礼でございますが、よく伺つております

でしたが、お話の点は、大体先ほど私の申しました通りでございます。

○太田委員 それでは江守さん、よく関係省とも聞かれると同時に、あなたの方は指導的な立場をとってこの際まゝとめるために、あなたの方から大蔵省には注意をしてもらいたいと思ひます。地方財政著しく好転というのは、今後公式の場合使へばからず。それが今後この財政援助法をさらにりっぱなものにするのであります。著しく好転をしたというような言葉をお使いになる限り、財政援助に対する国民の疑惑もまた非常に起きてきて、その点誤解が起きますよ。美辞麗句もときによりけりということをよくおっしゃっておいでいただきたいと思ひます。

○丹羽(憲)委員長代理 この際、暫時休憩をいたします。
午後零時四十七分休憩

午後二時一分開議

○永田委員長 これより再開いたします。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案を議題といたします。

この際お諮りいたします。

本案についての質疑はこれにて終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永田委員長 これより本案を討論に付するのですが、討論の通告も

ありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決いたします。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○永田委員長 この際横綱彌三君、太田一夫君及び門司亮君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、提出者よりその趣旨の説明を聴取いたします。太田一夫君。

○太田委員 附帯決議案を朗読いたしますので、御賛成をいただきたいと思ひます。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行並びに運用にあたり、本法制定の趣旨と本法による国民の期待にそぐべく、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本法第三条に規定する「特定地方公共団体」の指定基準については、過去の災害の特例措置を下廻らないよう定めるものとし、都道府県にあつてはおおむね一五%ないし二〇%、市町村にあつてはおおむね五%ないし一〇%を目途とすること。

一、災害復旧事業費等の査定については、当該施設の完全な復旧が達

成され、充分その機能が發揮できるよう措置すること。

右決議する。

以上が案文であります。説明は申すまでもなく簡単でありますので、以上朗読をもってかえさせていただきます。

○永田委員長 本動議について採決いたします。

本動議の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、附帯決議を付するに決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○徳安府委員 ただいまの附帯決議につきましては、政府におきまして、決議の御趣旨を十二分に尊重いたしまして善処いたす所存でございます。

○永田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四分散会

〔参照〕

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案（内閣提出、第四十回国会附法第一五八号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

第一類第二号

地方行政委員会議録第四号

昭和三十七年八月二十四日

昭和三十七年八月三十日印刷

昭和三十七年八月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局